



平成23年4月8日

各位

会社名 株式会社リヒトラブ  
代表者名 代表取締役社長 田中 経久  
(コード番号 7975 大証・名証第二部)  
問合せ先責任者 取締役経理部長 大内 高明  
(TEL. 06-6946-2525)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月8日開催の取締役会において、平成23年5月26日開催予定の第63期定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### 1. 変更理由

- ① 監査役が期待された役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨及び社外監査役として優秀な人材を確保するために社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨を、会社法第427条の定める監査役の責任免除制度に基づき、社外監査役との責任限定契約に関する規定を新設するものであります。(変更案第37条を新設)
- ② 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、業務執行責任の明確化・迅速化を図ることを目的として、本総会終了後の取締役会において執行役員制度を導入いたします。つきましては、執行役員の位置付けを明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものであります。(変更案第38条、第39条を新設、以下繰り下げ)

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第36条 (条文省略)	第1条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
(新設)	第六章 執行役員
(新設)	<u>(執行役員)</u> 第38条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。 2. 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。
(新設)	<u>(執行役員規程)</u> 第39条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。
第六章 計算 第37条～第39条 (条文省略)	第七章 計算 第40条～第42条 (繰り下げ、条文省略)

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成23年5月26日 (木曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成23年5月26日 (木曜日)

以上